

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅を新築する目的で始良市土地開発公社（以下「公社」という。）の分譲住宅用地を購入する者（ハウスメーカーがモデルハウスを建築した土地を購入する者を含む。以下「購入者」という。）に対し、購入に係る経費等の一部を補助金として交付する制度を設けるとともに、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 対象となる分譲住宅用地は、次の各号の用地とする。

- (1) 船津地区住宅用地 「宮田ヶ岡タウン」
- (2) 春花地区住宅用地 「花タウン はるけ」
- (3) 木田地区住宅用地 「星原団地」
- (4) 木田地区住宅用地 「やのうえタウン」
- (5) 木田地区住宅用地 「西高井田団地」
- (6) 下久徳地区住宅用地 「くすの木タウン」

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、購入金額に5%を乗じた額とする。
ただし、上限は30万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の申請)

第4条 購入者が補助金を申請する場合は、契約の締結の日から3カ月以内に様式1号により公社に申請しなければならない。

(補助金の返納)

第5条 購入者は、補助金を受領後、住宅を新築しないまま分譲住宅地を転売したときは、補助金の全額を返納しなければならない。ただし、公社の許可を得た場合はこの限りでない。

(補助金の適用期間)

第6条 この補助金は、この実施要綱の施行の日から1年間とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公社理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月21日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

始良市土地開発公社
理事長 湯元 敏浩 殿

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ [印]
電 話 _____

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金交付申請書

始良市土地開発公社分譲住宅用地購入補助金制度実施要綱第4条の規定により、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 購入金額 _____ 円

2 補助金交付申請額 _____ 円

購入金額に5%を乗じた額とし、上限は30万円とする。千円未満の端数は切り捨てる。

3 契約日 平成 年 月 日

4 受取口座

銀行名	銀行 金庫 組合	支店名	支店 支所 出張所
預金種類	普通預金 ・ 当座預金		
口座番号			
口座名義	フリガナ		

《注1》 口座は申請人本人口座とする。

《注2》 購入者が共有名義の場合は、代表者の口座を指定してください。
その場合は、代表者以外の同意書を添付してください。